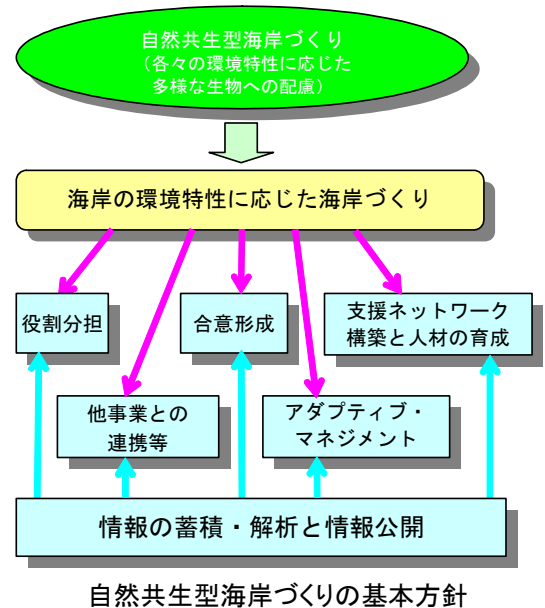


2. 防護・環境・利用の調和した海岸事業の推進

○自然共生型海岸づくりの推進

「自然共生型海岸づくり」とは、海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成等を通じて、地域の海岸特性をふまえた海岸環境の保全・再生を図る過程（プロセス）であり、これからの海岸整備や管理は、この考え方に基づき進めていく必要。

自然共生型海岸づくりでは、関係者間の合意形成と役割分担、他事業との連携、アダプティブ・マネジメント等に取り組むとともに、これらの基礎となる海岸に関わる各種情報の蓄積と公開、支援ネットワーク構築や人材育成に努める方針。



・伊勢湾西南海岸〔三重県〕

伊勢湾西南海岸は、築堤後50年が経過し、堤防の老朽化が著しく、また、海岸侵食による砂浜の減少が進行していることから早期の整備が必要。一方、アカウミガメが産卵するなど、自然環境の保全に配慮が必要な海岸。事業の計画・実施にあたっては、地元の教育関係者、自治会、漁業関係者等からなる地域懇談会を現在まで4回実施し、計画を立案。

地域とともに歩む海岸づくりを目的として地域懇談会を実施



防護・環境・利用に関する意見を事業に反映



- ・生態系に配慮し近隣の砂を使用
- ・環境教育の場の創設

子供たちと
アカウミガメのふ化
調査を実施



アカウミガメの
上陸

・泉州(福島)海岸[大阪府]

大阪府南部に位置する泉州(福島)海岸は、大規模地震に備える護岸の耐震化が急務である一方、府下でも稀少な自然環境が残され、地域住民等による利用が盛んな海岸。このような状況を踏まえ、事業計画検討にあたり住民と行政担当者からなるワークショップを7回開催。

防護・環境・利用の調和のとれた計画が策定され、平成 17 年度から高潮対策事業に着手。

地震災害への対策

泉州(福島)海岸の背後には、近年住宅地や学校、工場などが密集し、地震時に既設護岸が倒壊するなど必要な防護機能が失われた場合には、浸水等で多大な被害を被るおそれが高く、護岸の地震への強化策が必要となっている。

自然環境への配慮

泉州(福島)海岸周辺の海浜は、二級河川男里川河口に位置しており、大阪府における海岸において稀少な自然海岸・干潟であるとともに、貴重な海洋生物等が生息する豊かな自然環境が残されている。整備に向けては、自然環境保全への配慮が重要である。

利用環境の整備

泉州(福島)海岸周辺の海浜は、地元住民に利用されているが、現状は既設護岸沿いに消波ブロックが設置され、景観や親水性が阻害され、養浜部へのアクセスも階段が設置されているだけである。

海岸整備においては、適正な利用環境の創造による、地元市民の憩え・親しみのある海岸づくりを行う。

防護

環境

利用

総合的視野に立った海岸づくり



福島地区ワークショップ



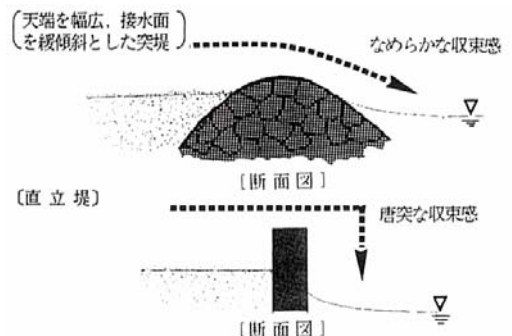
現地調査

○景観に配慮した海岸事業(海岸景観形成ガイドライン)

平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が取りまとめられ、平成16年に「景観法」が成立するなど、今後の海岸事業の実施にあたっては、景観への更なる配慮が必要。

良好な海岸景観形成を図るため、行政関係者や市民等が、海岸と生活との関係を見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取組みの方策を示す「海岸景観形成ガイドライン」を策定。(平成18年1月 海岸省庁共同)

本ガイドラインは、海岸保全基本計画の改訂時や海岸事業を実施する場合の事前検討等に活用。

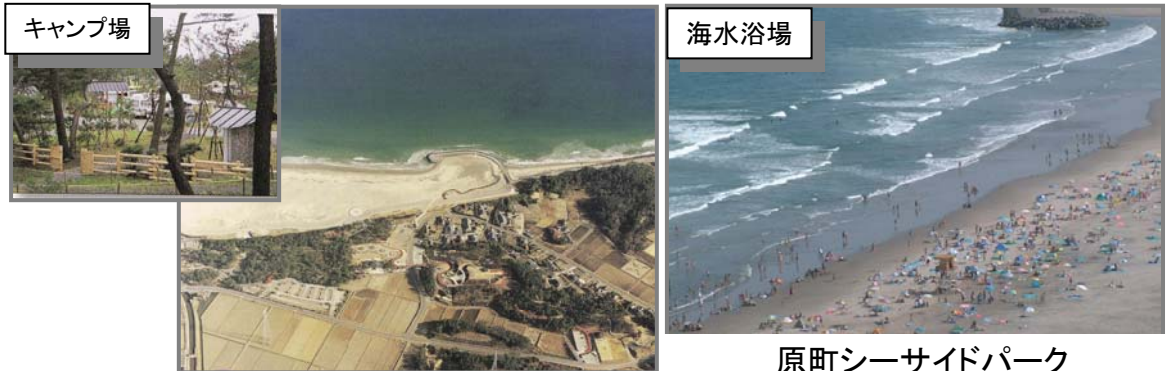


砂浜端部に滑らかな収束感を与える突堤の例

○人々が親しみやすい海岸づくり

・コースタル・コミュニティ・ゾーン整備(C. C. Z.)

社会基盤整備事業(公園・道路・下水道・治水等)と連携して海辺の交流拠点を創出。



原町シーサイドパーク
(福島県 南相馬市 北泉大磯海岸)

・いきいき・海の子・浜づくり

少年自然の家等の教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、緩傾斜堤防、海浜静穏域の形成のための人工リーフ等を整備。



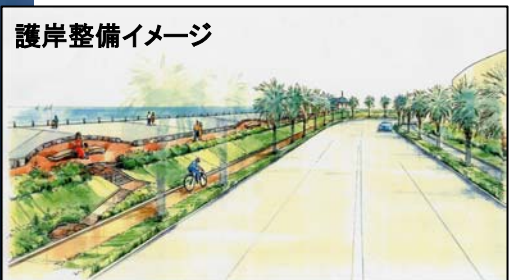
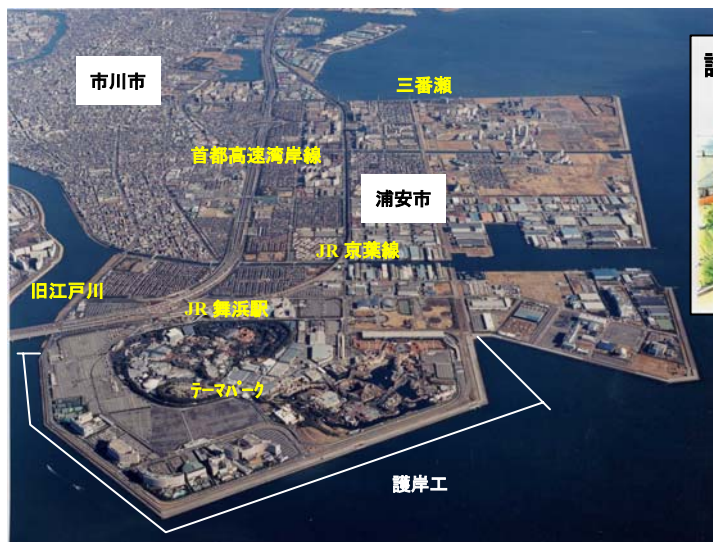
(鹿児島県 垂水市 垂水海岸)



(兵庫県 淡路市 田之代海岸)

・観光振興に資する海岸整備

都市の観光地において高潮災害等を防止し、国内外の交流の場であり経済活性化上の重要な産業である観光振興を支援。



テーマパークと一体的に整備し、
背後の都市を防護
(千葉県 浦安市 浦安海岸)